

# 社団法人西大寺青年会議所定款

## 第1章 総則

### 第1条(名称)

本会議所は、社団法人西大寺青年会議所(Saidaiji Junior Chamber of Commerce Inc)と称する。

### 第2条(事務所)

本会議所の事務局を岡山市西大寺中3丁目6番15号に置く。

### 第3条(目的)

本会議所は、青年の英知と勇気と情熱を結集し、企業の繁栄と、明るく豊かな社会実現に向けて次の各号に掲げる事項を目的とする。

- (1) 経済、社会、文化等に関する諸問題を調査研究して、国内諸団体と協力し、日本経済の正しい発展を図ること。
- (2) 指導者訓練を基調とした修練、社会奉仕及び会員の連繫を図ること。
- (3) 国際青年会議所の機構を通じ、国際的理解及び親善を助長し、世界の繁栄と平和に寄与すること。

### 第4条(運営の原則)

本会議所は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2. 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

### 第5条(事業)

本会議所は、その目的を達成のため次の事業を行う。

- (1) 会員の個人的修練及び相互の親睦に資する行事の開催
- (2) 産業、経済及び文化に関する研究並びにその改善発達に関する研究及び実施
- (3) 社会奉仕及び青少年問題に関する事業
- (4) 国際青年会議所、日本青年会議所及び国内国外の青年会議所並びにその他の諸団体との提携
- (5) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員及び会費

### 第6条(会員の種類)

本会議所の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員岡山市西大寺地区及びその隣接する地域に居住する20才以上40才以下(「制限年齢」という)の品格ある青年で本会議所の目的に賛同して入会した者とする。ただし、その年に制限年齢に達するときは、その年胎内は正会員の資格を有する。
  - (2) 特別会員、制限年齢をこえる正会員とする。
2. 本会議所に入会を希望するものは、正会員2名以上の責任ある推薦と別に定める(社)西大寺青年会議所会員資格規定に基づく所定の入会手続きにより、申込むものとする。
  3. 入会の諾否は、理事長の決定による。

### 第7条(会費及び入会金)

正会員は、入会に際し入会金を、毎年所定の納期に会費を、次のとおり納付しなければならない。

- (1) 入会金 40,000 円
- (2) 会費 120,000 円

### 第8条(退 会)

2. 既納の入会金、会費及び特別基金は返還しない。
3. 会費納入前に退会した場合においても、その年度の会費は、納入しなければならない。

### 第9条(除 名)

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により除名することができる。

- (1) 本会議所の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為のあったとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。
- (3) 例会に1年以上出席しないとき。
- (4) その他会員として適当でないとして理事会において認めるとき。

## 第3章 総会

### 第10条(種別)

総会は、定時総会及び臨時総会とする。

### 第11条(構成)

総会は正会員をもって構成する。

### 第12条(決議事項)

次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 役員選任及び解任
- (5) 本会議所の解散及び残余財産処分方法決定
- (6) 本会議所諸規定の設定、変更及び禁止
- (7) その他特に重要な事項

### 第13条(開催)

定時総会は、毎年2月・9月及び12月に開催し、臨時総会は理事長が必要と認めるとき、又は正会員総数の5分の1以上の者が会議の目的事項を示して請求したとき開催する。

### 第14条(招集)

総会は、理事長が招集し、議長となる。

2. 総会の招集は、少なくとも会日の10日前までに各会員に対し総会の目的たる事項、日時及び場所について、通知しなければならない。

### 第15条(議決)

総会は正会員総数の3分の2以上の出席により成立する。

2. 総会の議事は、出席正会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、定款の変更及び本会議所の解散並びに残余財産処分方法の決定の議決は、出席正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

### 第16条(書面表決等)

やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員または理事は、あらかじめ通知された事

項について、書面をもって表決し、又は他の正会員又は理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定については、出席したものとみなす。

#### **第 17 条(議事録)**

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員又は理事の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数又は理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領
- (6) 議事録著名人の選任に関する事項

議事録には、議長及び出席した正会員又は理事のなかからその会議において選任された議事録著名人2名以上が署名しなければならない。

### **第4章 例会**

#### **第 18 条(例会)**

例会は正会員相互の親睦、研究、討論、意見発表等のため、毎月1回例会を開催する。ただし、理事長が必要と認めた場合は理事会の示認を得て第2例会をもつことができる。

2. 例会の日時、場所は理事会において決定する。

### **第5章 役員**

#### **第 19 条(種別)**

本会議所に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 名
- (2) 直前理事長 1 名
- (3) 副理事長 3 名以内
- (4) 理事 10 名以上 25 名以内(理事長、直前理事長及び副理事長を含む)
- (5) 監事 2 名

2. 本会議所に次の役員を置くことができる。

- (1) 専務理事 1 名(理事の内より理事長の指名による)

## 第20条(資格及び任免)

役員は、正会員のうちから、総会において選任する。ただし、直前理事長及び監事たる役員は、この限りでない。

2. 役員の選任方法に関しては、別に定める規定による。

## 第21条

役員の任期は、1月1日から同年12月31日までとし、重任を妨げない。ただし、補欠役員の任期は、残狂者の残任期間とする。

2. 役員は、任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

## 第22条

理事長は、本会議所を代表し、所務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、所務の執行を決定する。
4. 直前理事長は理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、特別会員の場合理事会における議決権を有しない。
5. 監事は、本会議所の業務及び財産状況を監査する。尚理事会に出席して意見を述べるができる。

## 第23条(理事会)

理事会は定例理事会及び臨時理事会とする。

2. 理事会はこの定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
  - (2) 総会に付議すべき事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務に関する事項
3. 定例理事会は毎月1回開催し、臨時理事会は理事長が必要と認めるとき、又は理事5名以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したとき開催する。
4. 理事会は理事長が招集し、議長となる。
5. 理事会は理事数の3分の2以上の出席により成立する。
6. 理事会の議事は出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
7. 第17条の規定は、理事会の議事録について準用する。

## 第6章 管理

### 第24条(定款その他の書類備付)

理事長は、定款、規則、及び総会議事録を本会議所事務局に備えて置かなければならない。

2. 理事長は、会員が前項の書類の閲覧を求めたときは正当な理由がなくこれを拒んではならない。

#### **第 25 条(決算関係書類の提出)**

理事長は、事業年度毎翌年1月に開かれる定時総会の会日の1週間前までに前事業年度における次の書類を作成し、監事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
  - (2) 貸借対象表
  - (3) 収支決算書
  - (4) 財産目録
2. 監事は、前項の規定により書類の送付を受けたときは、その定時総会の前日までに意見書を理事長に提出しなければならない。
  3. 理事長は、前項の意見書を添えて第1項の書類を、第1項の定時総会に提出して、その承認を求めなければならない。
  4. 理事長は第1項の定時総会の会日の1週間前までに第1項の書類を事務局に備凡ておかなければならない。
  5. 理事長は、会員が第1項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がなくこれを拒んではならない。

### **第7章 委員会**

#### **第 27 条(委員の任命)**

委員会に委員長1名及び委員若干名を置く。

2. 委員長は理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命し、委員は正会員のうちから理事会の承認を得て理事長が任命する。

### **第8章 事務局**

#### **第 28 条(事務局の設置)**

本会議所の事務を処理するための事務局を置く。

#### **第 29 条(事務局長)**

事務局には事務局長1名を置く。

2. 事務局長は、事務局を統轄する。
3. 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

## 第9章 会計

### 第30条(会計年度)

本会議所の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終る。

### 第31条(収入)

本会議所の経費は、入会金、会費、寄附金、補助金及びその他の収入をもってこれにあてる。

### 第32条(会費の納入)

会費は、毎年一括又は2回(1月末・7月末)に分割して納入する。但し、新会員に限りその年の会費を月割納入もできることとする。

### 第33条(財産の請求権)

会費は退会し、又は除名された場合、本会議所の資産に対しなんらの請求をすることはできない。

### 第34条(解散の場合の会費徴収)

本会議所は、解散後であっても総会の決議を得てその債務を完済するに必要な限度において会費を徴収することができる。

### 第35条(解散及び残余財産の帰属)

本会議所は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定によって解散する。

2. 残余財産は総会の議決を経、岡山県知事の認可を経て本会議所と目的の類似する公益法人その他の団体に帰属させる。

## 第10章 雑則

### 第36条(その他)

この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

### 附則

1. この法人の設立当初の役員は、第20条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによるものとし、その任期は第21条の規定にかかわらず昭和46年12月31日までとする。
2. この法人の初年度の事業計画及び収支予算は第12条の規定にかかわらず設立総会の定め

るところによる。

3. この法人の初年度の会計年度は、第 30 条の規定にかかわらず、設立の日から同年 12 月 31 日までとする。

平成 11 年 8 月 12 日一部改訂

平成 14 年 1 月 1 日一部改訂

## 社団法人西大寺青年会議所運営規定

### 1 役員任務に関する事項

定款第 22 条及び運営規定の(3)委員会に関する事項に定める所に依る。

### 2 例会並びに出席する事項

#### (イ)例会

例会の開催は、定款第 4 章 18 条に従い例会場所、日時は理事会に於て決定する。

例会の進行は各委員長が順次これにあたる。

#### (ロ)出席

1. 会員は凡ての JC の会合に時間を厳守し、常に会員章を佩用すること。遅刻した場合、或いは会員章を佩用しない場合には、別に定めるところにより、自発的に JC ボックスに喜捨すること。
2. 例会の出席率の補正については次の通り定める。
  - (1)県外に於ける JC の会合に出席した場合は二回分
  - (2)県内他 JC の会合に出席した場合は一回分
  - (3)JC の公務出張のための例会を欠席した場合、その会議出席をもって行う
  - (4)(1)・(2)・(3)の場合には、出席を証明する書類を事務局に提出するものとする
3. 理事長は例会日了日前までに各会員に通知し、出欠席を求める。

会員は、遅刻及び早退の場合は 100 円、会員章を佩用しない場合は 100 円、返信通信義務をおこたった場合は 500 円(但し、例会日 3 日前まで)をファインとして自発的に JC ボックスに喜捨こと。



### 3 委員会に関する事項

- (1) 定款 26 条に依る委員会の構成及び指針は、当該年度の理事長が理事会に於て協議の上決定し、総会に報告する。
- (2) 各委員会は、本会議所会員を以って構成する。
- (3) 定款第 27 条に依り、各委員会に委員長 1 名及び副委員長と委員若干名をおく。委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命し副委員長及び委員は、会員のうちから理事会の承認を得て理事長が任命する。
- (4) 委員長、副委員長及び委員の任期は 1 年とする。
- (5) 委員長は委員会を招集し、委員会の議長となり、会議の様様を記録し文書を以って、理事長に報告しなければならない。
- (6) 委員長は委員会の実施事項については、理事会の承認を経なければならない。
- (7) 必要あるときは、2 以上の合同委員会を開くことが出来る。  
この場合の議長は委員長の合議による。

### 4 慶弔・褒章に関する事項

(イ) 会員の慶弔に関しては次の通り定める。

1. 会員の死亡……………20,000 円相当
  2. 会員婦人の死亡……………10,000 円相当
  3. 会員の両親及び子女の死亡……………5,000 円相当
  4. 特別会員の死亡……………5,000 円相当
  5. 会員の結婚……………10,000 円相当
  6. 会員の病気(入院等 1 週間以上)……………5,000 円相当
- (ロ) 次の会員には、次の金額相当の記念品を贈呈することができる。
1. 満期退会者……………5,000 円相当
  2. 理事長任期満了者……………5,000 円相当
  3. 副理事長任期満了者……………3,000 円相当
  4. 日本 JC 役員任期満了者……………3,000 円相当
  5. 地区(ブロック)協役員任期満了者……………3,000 円相当
  6. 会員誕生祝……………3,000 円相当
  7. 当該年度の出席率優秀者……………3,000 円相当
- 以上の外、必要と認められた事項には、理事会の協議により上記の基準により記念品又は金銭を贈呈する。

## 5 JCボックス運営に関する事項

1. JC ボックスは、総務委員長が管理する。
2. 総務委員長は、毎会合の終了時に之を開函し、当日の収入金額及び当日までの収支の状況を報告する。
3. すべての JC ボックス資金は、別途会計にて管理する。
4. その用途は、理事会において決する。
5. 毎定時総会にてその集計と用途の結果を発表し、示認を得る。

平成元年 12 月 13 日一部改定 / 平成 3 年 12 月 11 日一部改定

## 社団法人西大寺青年会議所役員選任規定

### 第1条

定款第 20 条による役員選任方法はこの役員選任規定による。

### 第2条

定款第 19 条の役員の中、理事長及び監事の選出に関し特別委員会 をもうけ選出委員会とする。

選出委員会は現正副理事長、直前理事長、元理事長(但し正会員に限る)、総務委員長を以て構成する。

但し2名の立会人をもうける。(但し選出委員長の指名をする正会員に限る)

選出委員会の委員長は、現理事長がこれにあたる。

選出委員会は委員会を開いて次期理事長及び監事を選出し、これを理事会にはかり総会の承認を得て選任する。

### 第3条

定款第 19 条の役員の中、副理事長は次期理事長の指名により理事会にはかり総会において選任する。なお次期理事長は若干名の理事を指名し理事会にはかり総会において選任することが出来る。

指名される理事数は次期理事長の決定によるが、選挙により選ばれる理事数を越えることは出来ない。

指名される理事は入会后2年を経過した会員申より選ばれる。

当年度指名により理事となったものは二期連続して理事として指名されることは出来ない。

### 第4条

定款第 19 条の役員の中、直前理事長は現理事長が当惑に次年度の直前理事長となる。

## 第5条

定款第 19 条の役員の中、理事長、直前理事長、副理事長、指名された理事及び監事以外の役員は9月開催の定時総会において投票によって選任する。

## 第6条

前条による選挙に関する事務を管理するため、役員選挙管理委員会(以下単に管理委員会という)を設ける。

## 第7条

この管理委員会は、次期正副理事長を限って組織する。

## 第8条

管理委員会の長は、次期理事長とする。

## 第9条

選挙人名簿及び被選挙人名簿の確定は、9月1日とし、名簿は管理委員会に於て確定の上作成する。

## 第10条

名簿確定の前日までにその年の会昔が所定の納入方法で未納があるときは、選挙人及び被選挙人名簿には登録しない。

## 第11条

選挙人名簿に登録された正会員は、すべて川固の選挙権を有し、被選挙人名簿に登録された正会員は被選挙権を有する。

## 第12条

定款第 19 条の理事の中、理事長、直前理事長、副理事長、指名された理事及び監事以外の理事の選挙の投票は無記名連記制により行う。

投票により選任すべき理事数は、理事会に於て決定する。

## 第13条

選挙当日、不在或いは止むを得ない理由のため、投票出来ない者は不在者投票を行うことが出来る。

#### **第 14 条**

投票箱は、管理委員長の責任に於て投票用紙発送の日より事務局に設置保管するものとする。

#### **第 15 条**

不往者投票を行う者は、所定の投票用紙を用いて選挙当日の前日までに事務局に出頭若しくは郵送により投票するものとする。

#### **第 16 条**

開票は即日行う。

但し、開票に際しては立会人を2名もうける。

#### **第 17 条**

投票及び開票の場所の整備並びに事務は、管理委員長の責任に於いて管理委員全員が之を行う。

#### **第 18 条**

投票用紙は、管理委員会の発行した用紙を使用しなければならない。

#### **第 19 条**

次の投票は無効となる。

1. 正規の投票用紙を使用しないもの
2. 所定の記入事項以外のことを記入したもの
3. 玉判読することの出来ないもの

#### **第 20 条**

得票数同数の場合は、年長者を当選とする。

#### **第 21 条**

管理委員長は、当選確定次第総会に発表し、当選者にそれぞれ通知しなければならない。

#### **第 22 条**

管理委員長は、選挙録を作成しなければならない。

管理委員長は、当選者名簿を作成し会員全員に送付して告示にかえる。

## 第23条

理事長、直前理事長、副理事長は監事になることは出来ない。

## 第24条

任期中に役員に欠損を生じた時は、理事長の場合は副理事長の1名を、副理事長の場合は理事の中より理事会において承認決定する。

理事、監事の場合は、会員申より理事長が之を推薦し、理事会の承認を得る。この場合の任期は、前任者の任期満了までとする。

昭和62年8月10日一部改訂

平成11年8月12日一部改訂

# 社団法人西大寺青年会議所会員資格規定

## 1 新会員加入審議に関する事項

1. 新たに入会しようとする者は、在籍満2年を経た正会員2名以上の責任ある推薦により、所定の入会申込書に写真を添えて提出すること。
2. 理事長は、若干名の審査委員を任命し、審査委員は入会申込書によって本人に面接し、資格審査の上理事会に報告する。
3. 理事会において承認を得た時は、正式入会を確定する。
4. 正式入会を認められた者に対しては、理事長より文書を以ってその旨通知する。
5. 新会員推薦者は、被推薦者の出席並びに会費納入の義務履行について推薦した時から2年間、その責を負うものとする。
6. 新会員の委員会所属は、理事会に於いて決定する。

## 2 会費納入に関する事項

正式入会を認められた新会員は、入会金及びその年度の会費を納入し会員章を佩用する。但し、年度の中途においての入会者は、入会月以降の会費を納入する。

## 3 会員資格

正会員にして次の事項に該当する行為があった場合は、会員委員会の申出により理事会は勧告状を発し、1ヶ月以内に誠意ある回答の得られない時は、退会させる事が出来る。

1. 正当な理由なく4回以上連続して例会を欠席した場合。
2. 年間を通じ例会の出席率が30%に満たない場合。
3. 会費その他の負担金を所定の納期までに納入しない場合。
4. 本会議所の名誉を毀損し、秩序を紊す行為のある場合。
5. その他会員として適当でないと認めた場合。

#### 4 特別会員

1. 特別会員の資格は、定款第6条第2項に依る。
2. 例会その他の会合に出席した時は、その都度会費を徴収する。

#### 5 その他

##### 休 会

長期にわたる病気若しくは海外出張等により、長期欠席を余儀なくされるときは、休会届を提出し、理事会の承認を受ける。  
休会中と雖も会費の減免はしない。

平成 11 年 8 月 12 日一部改訂

### 社団法人西大寺青年会議所専門委員会規定

1. 専門委員会は、当該年度の理事長が理事会に於いて協議の上決定し、総会に報告する。
2. 各委員会は、本会議所会員を以って構成する。
3. 各委員会に委員長を1名置く。  
委員長は、理事を以ってこれにあたる。
4. 委員長及び副委員長、委員の任期は1年とする。
5. 委員長は委員会を招集し、委員会の議長となり、会議の模様を記録し、文書を以って理事会に報告しなければならない。
6. 委員長は、委員会の実施要綱については理事会の承認を経なければならない。
7. 必要あるときは、2以上の合同委員会を開くことが出来る。  
此の場合の議長は、委員長の合議による。

## 社団法人西大寺青年会議所経理処理規定

### 第1条(定款との関連)

この規程は定款第25条における会計処理に関する事項を定める。

JC会計は定款に定めるものの外はすべてこの規程にしたがって処理されなければならない。

### 第2条(目的)

この規程は会計業務の適当な処理とJC財政の健全化をはかり会計状態の真実な報告を行うことを目的とする。

### 第3条(会計の分類)

1. 一般会計とは一般活動遂行上の会計をいう。
2. 特別会計とは基金・奉仕箱等に関する会計、および一般会計で処理することが不適当であると認められた会計をいう。

### 第4条(帳簿組織)

1. 会計帳簿類の組織は社団法人日本青年会議所JC会計に基づく。
2. 閉鎖した帳簿類の保存期間は10年とする。  
前項の保存期間は帳簿閉鎖の翌会計年度開始日より起算する。

### 第5条(勘定科目)

勘定科目の名称および処理内容は社団法人日本青年会議所JC会計に基づく。

### 第6条(現金出納)

現金出納についてはすべて収支明細書を発行、証憑を添付して整理記帳しなければならない。

1. 入金伝票には領収証控えその他入金の実を証明する書類を添付しなければならない。
2. 出金伝票には収支明細書、納品書、領収書、その他支払の実を証明する書類を添付しなければならない。
3. 一切の出金は理事長、または総務委員長の認証がない限り行ってはならない。
4. 収支明細書には、総務委員長、監事、各委員長の捺印を要する。

### 第7条(手許保管金)

手許金は必要最小限度の金額に止めるものとし活動遂行上やむをえない事情が生じた場合を除き1万円を超えてはならない。

## 第8条

前条の手許金を除く全ての現金は社団法人西大寺青年会議所の名義をもって銀行に預入れ必要に応じてこれを引出すものとする。

1. 預金の引出しは理事長または総務委員長の認証がない限り行ってはならない。
2. 預金口座の改訂廃止及び預金先の変更については理事会の議を経て行うものとする。

## 第9条(寄附金)

寄附金を受けた場合および寄付を行わんとする場合は、その取扱いについて理事会の議を経て行うものとする。

## 第10条(仮払金・立替金)

理由の明確でない仮払い、及び認証のない仮払いは一切これを行ってはならない。

## 第11条(試算)

現金出納帳に関しては毎月試算を行い、会計処理の正確を期さなければならない。

## 第12条(物品会計)

1. 物品を取得した場合は整理番号を付し台帳に名称、取得年月日、価格、その他必要事項を明記しなければならない。
2. 受払に関しては台帳に各委員長が明記しなければならない。

## 第13条(決算および監査)

決算は年席末に行い決算終了後速やかに会計監査を実施しなければならない。

1. 監査の結果は定款に基づく。
2. 総会に報告する決算諸表は定款に基づく。

## 第14条(予算)

予算は理事会を経て総会の承認を得なければならない。

## 第15条(予算の変更流用)

予算の変更あるいは流用を必要とする場合は次の各号の定めにより処理する。

1. 予算総額をこえて支出する場合は総会の承認を得なければならない。  
但し急を要する場合は理事会の議を経て行う事ができる。
2. 予算総額をこえない範囲で科目の変更あるいは流用を必要とする場合は総務委員長の議を経て行い理事会の承認を得なければならない。



**第 16 条(余剰金)**

年度末決算における余剰余を生じた場合は処分について総会で決定する。

**第 17 条(不足金)**

年度末決算において不足余を生じた場合はその不足金の処理方法につき総会に報告し承認を得なければならない。

**第 18 条(特別会計)**

特別会計に必要とする帳簿、勘定科目および決算諸表はこの規定に準じて処理することとする。

**第 19 条(会計業務の引継)**

会計業務の引継ぎにあたっては JC 会計における項目を明確にし、責任ある引継ぎをおこなわなければならない。

**第 20 条(規程の改廃)**

この規程は理事会を経て総会の議決を経なければ改廃することは出来ない。